

医療コーディネート約款

第1章 総則

第1条 (医療コーディネート業務の委託)

1 委託者 (以下、「甲」という。) は、受託者 (以下、「乙」という。) に対し、下記各号に定める業務の全部又は一部 (以下、「本業務」という。) を委託し、乙はこれを受託する。ただし、(2)、(3)、(4)の業務は、甲の希望があった場合にのみ行うものとする。

(1)甲基本情報及び甲医療情報 (第3条第1項及び第4条第1項にそれぞれ定義する) に基づき、甲が治療等 (第2条に定義する) を受ける医療機関の選定、紹介、受入交渉、治療内容の確認、日程調整、受入準備等を行うこと (医療機関の紹介・受入交渉・受入準備)

(2)甲が日本に入国し滞在するためのビザの申請支援を行うこと (医療滞在ビザの申請または観光滞在ビザから医療滞在ビザへの切り替えの支援等)

(3)甲が航空券や日本において利用する交通機関、宿泊先等を手配する業者の紹介

(4)甲の治療等、滞在等につき必要な通訳を紹介すること (医療通訳の紹介)

(5)甲の医療機関に対して支払を代行すること (支払代行)

(6)本条第1号から第5号に関連し、別途甲乙定める業務

2 甲及び乙は、医療機関、交通機関、宿泊先、通訳等との契約は、乙ではなく、甲が当事者として締結することを確認する。

第2条 (日本滞在中の活動)

甲は、本契約が、日本の医療機関において治療 (治療のために必要な検査及び入院を含む。以下同じ。)、検査又はセカンド・オピニオン外来 (以下、併せて「治療等」という。) を受けることを主たる目的とするものであることを理解し、したがって、甲と乙との間で別途書面にて合意した事項を除き、日本滞在中、治療等に必要又は関連する活動のみを行うことができることを理解し合意する。但し、甲は、日本滞在中、日本国内において観光を行うことができる。

第3条 (甲の基本情報の提供)

1 甲は、別紙1「申込書」所定の全ての事項 (以下、「甲基本情報」という。) について正確に記入した上、乙の定める提出予定日までに、これを乙に提出する。

2 乙は、甲基本情報に記載漏れ、虚偽、不正確な記載等がある場合、甲に対し、追記、訂正等を求めることができるものとし、甲が乙の求める合理的期限内に追記、訂正等を行わなかった場合、乙は直ちに本契約を解除することができる。

第2章 医療機関の紹介・受入交渉・受入準備

第4条 (医療情報の提供)

- 1 甲は、乙の指示に従い、受診歴のある医療機関に対する照会、検査等を行い、当該医療機関から甲の医療情報（診断書、治療経過、既往症、検査データ及び内服薬一覧表を含むがこれに限られない。以下、「甲医療情報」という。）を取得し、乙に対しこれを提供する。
- 2 甲は乙に対し、十分かつ正確な甲医療情報を提供する。乙は、甲から一旦甲医療情報の提供を受けた場合であっても、甲に対し、更に甲医療情報の提供を要求することができ、甲はかかる要求に従う。
- 3 乙は、甲医療情報に不足、虚偽、不正確な記載等がある場合、甲に対し、必要な追記、訂正等を行った甲医療情報の提供を求めることができるものとし、乙の求める合理的期間内にこれらの追記、訂正等がなされなかった場合、乙は直ちに本契約を解除することができる。

第5条 (医師への照会及び情報の取得)

- 1 甲は、乙の要求に従い、受診歴のある病院、担当医師、これらの連絡先等の情報を提供し、又は当該情報の提供に協力する。
- 2 甲は、乙が必要と認めた場合には、乙が前項の病院及び医師に照会し、甲の医療情報を直接取得することができることを、本契約の締結をもって予め同意する。

第6条 (医療情報等の翻訳)

- 1 甲は乙に対し、日本語への翻訳が完了した状態で甲基本情報及び甲医療情報を提供しなければならない。
- 2 甲が前項に従った情報提供を行うまで、乙は本業務への着手を留保することができる。

第7条 (受入先医療機関の探索・選定)

- 1 乙は、甲を受け入れて治療等を行う医療機関（以下、「受入先医療機関」という。）候補に対して甲基本情報、甲医療情報等を提供することができるものとし、かかる情報等を提供することをもって受入先医療機関を探索し、選定する。
- 2 乙は、自らの裁量により、複数の受入先医療機関候補に対して前項の提供及び探索を行うことができる。
- 3 甲は、日本国内の医療機関に連絡する場合、乙を通じて又は乙の事前の承諾を得て行うものとし、乙の承諾なく直接日本の医療機関に連絡してはならない。

第8条 (受入先医療機関との調整)

- 1 乙は、受入先医療機関候補から、治療等の方針、所要期間、見積り額、受入可能な日程等（以下、「本治療方針等」という。）の情報を取得し、適宜自ら又は第三者に委託して翻訳の上、甲に提供する。

- 2 甲は、受入先医療機関候補が作成した本治療方針等に同意し、当該受入先医療機関候補において治療等を希望する場合、乙に対し、その旨を書面（又は甲と乙との間で合意した他の方法）にて通知する。

第9条（受入準備）

- 1 乙は、甲から前条第2項の通知を受けた後、受入先医療機関と甲の受入日程を調整する。
- 2 乙は、甲の来日前に、自ら又は第三者に委託して、入手可能な受入先医療機関の入院案内、治療説明書、クリニカルパス、治療同意書、検査同意書等の文書を翻訳し、甲に提供するよう努める。

第3章 医療滞在ビザ等の申請支援

第10条（医療滞在ビザ等申請支援の決定）

- 1 乙は、甲から要望があった場合でも、その裁量により、甲の医療滞在ビザ等の申請支援等を行うか否かを自ら判断して決定することが出来る。決定結果については乙は速やかに甲に通知する。
- 2 甲が日本に入国し滞在するためのビザを得ることが出来なかった場合、本契約は直ちに終了する。
- 3 甲は、本条第1項の決定に対し、異議を述べることはできない。

第4章 医療通訳の紹介

第11条（通訳の紹介）

- 1 乙は、甲からの依頼があった場合、甲に対し、甲の日本滞在期間中に利用可能な医療通訳候補者を紹介する。
- 2 甲は、前項の通訳候補者の中から、通訳を選定し、乙に通知する。
- 3 乙は、甲から前項の通知を受けた場合、甲のために通訳を予約する。

第5章 出国及び治療

第12条（連絡）

甲は、日本国内滞在中、適宜乙と連絡を取らなければならない。

第13条（検査・治療・入院）

- 1 甲は、乙及び受入先医療機関の指示に従い、受入先医療機関において治療等を受ける。
- 2 甲は、受入先医療機関、交通機関、及び宿泊先の定める約款、規則、ルール又は合意事項に従うものとし、また、これらの相手方、通訳等に対して、迷惑行為を行ってはならず、その他、別紙2「注意事項及び免責事

項」記載の注意事項を遵守する。

第14条（出国）

- 1 甲は、本治療等の終了後、日本を出国する。なお、甲は、出国の時期及び方法については、乙の指示及び受入先医療機関の助言に従う。
- 2 甲は、本医療滞在ビザ等に記載された滞在期間を超えて日本国内に滞在してはならない。
- 3 甲は、乙の指示に従い、出国後5営業日以内に出国を証する書面（旅券の写し等）を乙に提出する。

第6章 代金の決定及び支払

第15条（前払費用の決定）

- 1 乙は、第8条に従って受入先医療機関及び本治療方針等が決定された後、受入先医療機関から医療費の見積額（以下、「本見積額」という。）に係る情報を取得し、また、受入先医療機関とも協議の上、合理的な預り金額（以下、「本預り金」という。）を決定する。
- 2 乙は、本見積額を前提として、受入先医療機関の紹介・受入交渉・受入準備費用、本医療滞在ビザ等の申請支援費用等を含む、本業務の対価（以下、「本サービス料」という。）を決定する。
- 3 乙は、本預り金、本サービス料に基づき、甲が乙に支払う前払費用（以下、「本前払費用」という）を決定し、本前払費用の金額、内容及び支払期日を甲に書面で通知する。

第16条（前払費用の支払）

- 1 甲は、乙から前条第3項の通知を受領後、前条第3項の支払期日までに、本前払費用の全額をクレジットカード決済、または電子決済により支払う。
- 2 乙は、前項の支払を確認した後、遅滞なく、甲及び受入先医療機関に対し、前項の支払を確認した旨を通知し、治療等の終了後、受入先医療機関から要求があった場合、本見積額を受入先医療機関に送金する。
- 3 乙は、本条第1項の振込みを受けた後、その理由の如何を問わず、甲に対し本サービス料を返還しない。

第17条（見積額の不足）

- 1 乙は、甲の治療等に要する費用が本預り金を超過すると合理的に見込まれた場合、甲に対し、遅滞なく、その超過額（以下、「本不足額」という。）を、その理由及び支払期日を付して書面で通知する。
- 2 甲は、前項の通知を受けた場合、前項の支払期日までに本不足額を別途乙の指定する方法により支払う。当該支払に手数料が発生する場合、当該手数料は甲の負担とする。
- 3 甲が本不足額の支払を本条第1項の支払期日までに行わない場合、乙は、受入先医療機関が甲の治療等に着手済であっても、本契約を解除することができる。

第18条 (治療費の確認・支払)

- 1 乙は、受入先医療機関による治療等の終了後、遅滞なく、受入先医療機関とともに実際に治療等に要した費用（以下、「本治療費」という。）を精査し、甲に対し、受入先医療機関が実際に行った治療等の内容、及び本治療費の額を書面で通知する。
- 2 乙は、受入先医療機関に対し、甲から振込みを受けた金額の範囲内で、本治療費から受入先医療機関に送金済みの金額を控除した金額を送金する。送金手数料は甲の負担とする。

第19条 (残金の精算)

- 1 乙は、甲から振込みを受けた金額から本治療費（甲が第27条に基づき本預り金を受入先医療機関に支払った場合には、これを考慮した金額）、送金手数料相当額等を控除してなお残金がある場合、その旨を甲に通知する。
- 2 甲は、前項の通知を受けた場合、残金の受領のため、速やかに、第27条1項における甲の入金手段（以下、「甲入金手段」という。）に関する情報を乙に開示する。
- 3 乙は、前項の開示を受けた後2週間以内に、残金を甲入金手段に合わせて支払う。支払手数料は甲の負担とする。

第7章 解除・損害賠償・免責

第20条 (解約)

- 1 甲は、次のいずれかに該当する場合、乙に書面で通知することにより、直ちに本契約を解約することができる。
 - (1)受入先医療機関において甲の治療等を行わないこととなった場合
 - (2)甲が本治療方針等に対する同意を撤回する場合
- 2 乙は、受入先医療機関において甲の治療等を行わないこととなった場合、甲に書面で通知することにより、直ちに本契約を解約することができる。

第21条 (解除)

- 1 甲は、乙が本契約又は本約款の各条項の一に違反し、甲からの催告を受領した後10日以内に当該違反を是正しない場合、直ちに本契約を解除することができる。
- 2 乙は、本契約又は本約款に別途定めるほか、甲が本契約又は本約款の各条項の一に違反した場合、甲に書面で通知することにより、直ちに本契約を解除することができる。

第22条（解約・解除後の権利義務）

- 1 本契約が解約又は解除された場合、乙は、当該解約又は解除までに行われた本業務、治療等を考慮し、受入先医療機関とも協議の上、余剰金がある場合、甲に対し、本預り金の全部又は一部を返還する。但し、甲が第15条に基づき本預り金を受入先医療機関に支払った場合には、乙は当該返還義務を負わない。
- 2 甲は、日本滞在中に本契約が解約又は解除された場合には、速やかに甲の居住国に出国するものとし、乙の指示に従い、出国後5営業日以内に出国を証する書面（旅券の写し等）を乙に提出する。
- 3 甲は、短期滞在数次査証に基づき日本に入国した場合において、本契約が解除又は解約されたときは、以降、当該査証に基づき日本に入国しない。
- 4 本契約の解約又は解除後も、第22条、第23条、第25条乃至第31条の規定は効力を有する。

第23条（損害賠償等）

- 1 甲及び乙は、第21条により本契約を解除した場合、相手方当事者に対し、損害賠償を請求することができる。但し、本契約に関して乙が甲に対して負担する損害賠償額の合計は、本サービス料の3倍を上限とする。
- 2 乙は、本前払費用の全部又は一部を甲が乙に対して負担する損害賠償額の全部又は一部に充当することができるものとする。但し、甲は、乙に対し、当該充当を行うよう要求することはできない。

第24条（不可抗力）

甲及び乙は、不可抗力事由（自然災害、政府機関の行為、法律・規則・命令等の変更を含むがこれらに限られない。）によりやむを得ず本契約上の義務が不履行若しくは遅滞となった場合、又は、受入先医療機関が甲の治療等を行わないこととなった場合、相手方に対し、当該義務の不履行及び遅滞、並びに治療等が行われないうことにつき責任を負わない。

第25条（乙の免責）

- 1 乙は、別紙2「注意事項及び免責事項」記載の免責事項につき、一切責任を負わず、免責されるものとする。
- 2 乙は、前項に定めるほか、受入先医療機関、通訳、交通機関、宿泊先等（以下、「受入先医療機関等」という。）によって甲が損害を被った場合であっても、これにつき一切責任を負わず、免責されるものとする。
- 3 甲は、受入先医療機関等に対して損害賠償請求等を行う場合、直接受入先医療機関等に対してこれを行うものとし、乙は当該損害賠償請求等について一切関与せず、また、一切責任を負わない。

第8章 情報の取扱い

第26条（秘密保持）

甲及び乙は、本契約に関して取得した相手方の秘密（個人情報を含む）を正当な事由なくして第三者に漏洩してはならず、また、本契約上の義務及び治療等を遂行する以外の目的で使用してはならない。

第27条（情報の開示）

- 1 前条にかかわらず、乙は、本契約の履行上必要な関係機関（受入先医療機関及びその候補、甲の居住国における医療機関、日本国外務省等を含むが、これに限られない。）に対して、甲基本情報、甲医療情報その他乙が甲につき得た情報を開示することができる。
- 2 甲は、別紙3「医療情報開示承認書」及び別紙4「個人情報保護に関する同意書」に同意する場合、これらに署名し、乙に提供する。

第9章 一般条項

第28条（再委託、譲渡等の禁止）

甲は、乙の事前の書面による承諾なく、本契約及び本約款に基づく一切の権利義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

第29条（協議事項）

本契約及び本約款に定めのない事項、及び疑義の生じた事項については、信義誠実の原則に則り甲乙にて協議し解決する。

第30条（準拠法）

本契約及び本約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

第31条（仲裁）

本契約及び本約款に関する一切の紛争については、日本国東京において日本商事仲裁協会の規則に従って行われる仲裁をもって最終的に解決する。